

随意契約締結結果の内容及び理由書

契約担当課	やす未来創造課
件名	野洲駅南口市有地における社会実験支援業務
場所	野洲駅南口市有地（Aブロック）
概要	野洲駅南口周辺整備事業における市民ニーズ等を検証する目的で遊休地である市有地を対象にイベント開催等の社会実験の実施予定であり、本業務はその実施支援を行うことを目的とする。
履行期間	令和7年12月25日 から 令和9年3月26日 まで
契約締結日	令和7年12月25日
契約金額	金 11,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）
契約の相手方	合同会社デロイトトーマツ 職務執行者 木村 研一
所在地	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング
契約の相手方の選定理由	本業務は野洲駅南口周辺整備事業への影響が大きく、今年度進めている構想改訂の内容（対象地の状況や市民ニーズ等）を熟知し、その内容を社会実験に落とし込むことが望ましく、ひいてはそれが本業務成果を高めることに繋がります。そのことから構想改訂の内容を熟知している当該事業者を地方自治法施行令に基づき、契約の相手方として選定したものです。
根拠規定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○）</p> <p>○(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>